

令和2年度（2020年度）
金沢大学大学院法務研究科
入学試験問題
憲 法

C日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和2年度（2020年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

| | | |
|------|---|---|
| 試験科目 | 憲 | 法 |
|------|---|---|

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、この事例においてAらを有罪とすべきかどうかについて、憲法上の観点から論じなさい。

Aは、B市に勤める地方公務員であり、B市役所において窓口業務を行うかたわら、B市職員の労働組合の役員をしている。Aのもとにはさまざまな市職員から、セクハラやパワハラの相談が寄せられており、市役所内に設置された職員のための相談窓口がまともに機能せず、「それくらい我慢しろ」などと言われ被害者が余計に傷ついていることや、相談者の名前を出して加害者に事実関係を確認した結果、余計にハラスメントがひどくなったケースもあることを知った。Aらは労働組合として、市に具体的な改善案を申し入れたが、市はとりあわなかった。

そこでAらは、市役所におけるセクハラやパワハラの撲滅を目指し、市に改善案の実施を要求するストライキ（同盟罷業）を提唱した。Aら組合員は市職員らにストライキを呼び掛け、ストライキは1か月後に決行された。Aら組合の幹部は、地方公務員法37条1項で禁止される争議行為の企て、その遂行の共謀、そそのかし、あおり行為を行ったとして、同法61条4号により起訴された。

《参考条文》地方公務員法

第37条1項 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

問題2（5点）

議会制民主主義における政党の役割について、説明しなさい。